

- 国は、「難民対策について（平成14年閣議了解）」等に基づき、条約難民、第三国定住難民及び補完的保護対象者に対して日本語教育プログラムの提供を含む定住支援を実施。

条約難民

「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）によって認定された者。

第三国定住難民

難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、第三国定住により難民として受け入れる者。アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所から推薦があった者より受入れ。

補完的保護対象者

「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受ける恐れがある者（紛争等による避難民）で令和5年12月に改正入管法が施行されてから認定申請が開始されたもの。

- 定住支援プログラムにおける日本語教育支援の内容は、右の図の通り。

